



うちなあ～

沖縄食め衛生トピックス

食品リコール（自主回収）って知っていますか？

今回のテーマは「食品リコールの届出について」

① 食品の自主回収報告制度：行政へ届出義務付け（令和3年6月1日～）

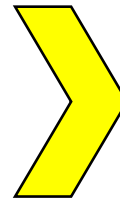
**食品による健康被害
発生・拡大の防止！**

行政が確実に把握
的確な監視指導
消費者への情報提供



② どんな時に食品リコール（自主回収）の届出の対象となるか？

食品衛生法違反又は違反のおそれ：
喫食により健康被害の可能性がある場合
食品表示法違反：
アレルギーや消費期限等の安全性に
関する表示の欠落や誤りがある場合



速やかに回収
都道府県知事
（保健所）に報告
厚生労働省HPで
オンライン届出

除
外

不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかな場合
消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合

③ 届出の方法はこちら！「食品衛生申請等システム」

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

届出は原則オンラインシステム使用（推奨）

「GビズID」またはアカウント作成によりログイン可能

届出情報は国のシステムで管理され公表されます



④ 自主回収している事を広く告知していますか？

店舗内POP、自社HP等で回収商品の
情報を確認できるようにしましょう！



迅速な情報共有による健康被害拡大防止のため、食品の自主回収報告が義務付けられました。原則オンライン届出ですが、難しい場合は管轄保健所に直接届出しても大丈夫です。
（出典：食品衛生責任者ハンドブック）

